

資格停止措置に関する情報

商号又は名称	福井精米株式会社 (法人番号：8210001004310)
代表者氏名	樋田 光生
住所	福井県福井市森行町第5号15番地の2

上記の有資格者において、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）に基づき、下記のとおり資格停止を行った。

記

- 1 停止対象の資格
国内産米穀の買入契約に係る売渡申込資格
- 2 資格停止の期間
令和6年3月25日から令和6年6月24日まで
- 3 資格停止の理由

福井精米株式会社は、政府と締結した令和5年産備蓄米政府買入契約に関し、契約書に定められた数量の米穀の引渡しをせず、契約を履行しなかった。

このことは、適正な米穀の備蓄運営に影響を及ぼし、発注者である政府との信頼関係を明らかに損なわせるものであり、政府が行う米穀の売買等に関する有資格者の法令違反等に係る処分等基準（平成26年5月16日付け26生産第558号生産局長通知）の1のIの②に該当すると認められるため。